

議第13号

高山市地区公園条例の一部を改正する条例について

高山市地区公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

三川農村公園、村山農村公園及び三日町農村公園を廃止するため改正しようとする。

高山市地区公園条例の一部を改正する条例

高山市地区公園条例（平成16年高山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																						
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">尾崎城公園の項～宇津江2・3区農村公園の項（略）</td> </tr> <tr> <td>宇津江農村公園</td> <td>高山市国府町宇津江52番地3</td> </tr> <tr> <td>三川農村公園</td> <td>高山市国府町三川514番地1</td> </tr> <tr> <td>村山農村公園</td> <td>高山市国府町村山626番地1</td> </tr> <tr> <td>三日町農村公園</td> <td>高山市国府町三日町22番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">桜野公園の項～たから流路工河川公園の項（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	尾崎城公園の項～宇津江2・3区農村公園の項（略）		宇津江農村公園	高山市国府町宇津江52番地3	三川農村公園	高山市国府町三川514番地1	村山農村公園	高山市国府町村山626番地1	三日町農村公園	高山市国府町三日町22番地	桜野公園の項～たから流路工河川公園の項（略）		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">尾崎城公園の項～宇津江2・3区農村公園の項（略）</td> </tr> <tr> <td>宇津江農村公園</td> <td>高山市国府町宇津江52番地3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">桜野公園の項～たから流路工河川公園の項（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	尾崎城公園の項～宇津江2・3区農村公園の項（略）		宇津江農村公園	高山市国府町宇津江52番地3	桜野公園の項～たから流路工河川公園の項（略）	
名称	位置																						
尾崎城公園の項～宇津江2・3区農村公園の項（略）																							
宇津江農村公園	高山市国府町宇津江52番地3																						
三川農村公園	高山市国府町三川514番地1																						
村山農村公園	高山市国府町村山626番地1																						
三日町農村公園	高山市国府町三日町22番地																						
桜野公園の項～たから流路工河川公園の項（略）																							
名称	位置																						
尾崎城公園の項～宇津江2・3区農村公園の項（略）																							
宇津江農村公園	高山市国府町宇津江52番地3																						
桜野公園の項～たから流路工河川公園の項（略）																							

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。